

令和2年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の業務実績に関する 評価結果（案）に対する意見について

各事業年度における業務の実績を知事が評価する際の意見について

1 法的根拠

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」（以下、「法人」という。）は、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に知事に提出し、その評価を受けなければならない。また、評価委員会は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第2条第2項の規定に基づき、知事の評価に関し、調査審議することとされている。

2 評価委員会の意見

知事からの諮問を受け、評価結果（案）を検証するに当たって、法人の業務実績報告書や自己点検・評価について、業務の実施状況の確認、検証し、法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、試験研究部会として、「コンプライアンスの徹底に当たっては、これまでの取組の効果等を十分に分析し、効果的な方策を講ずべきである。」との意見を答申した。